

# 平成27年分 医療費の明細書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
合 計				A	B

**【控除額の計算】**

支払った医療費	円
保険金などで補てんされる金額	円
差引金額 (A - B)	円
所得金額の合計額	円
D×0.05	円
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円
医療費控除額 (C - F)	円

**A** ← 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。

**B** ←

**C** ← 申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合
- …その所得金額(特別控除前の金額)

なお損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の(83)の金額を転記します。

**D** ←

**E** ←

**F** ←

**G** ← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記します。

※欄が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

# 所得税の確定（還付）申告

## ○ 上尾税務署での確定申告（還付申告）

上尾税務署では、確定申告の受付・相談を2月16日(火)～3月15日(火)まで行っています。なお、医療費控除等の還付（税金を戻す）申告は1月4日(月)から受付しています。

郵送での提出も可能です。

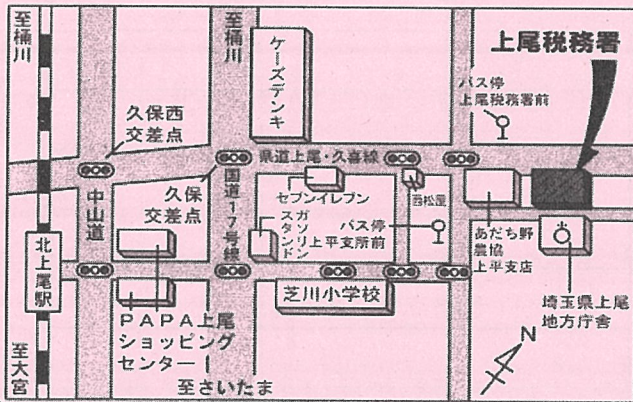
《送付先》〒362-8504 上尾市大字西門前577番地

上尾税務署 (☎770-1800)

## 休日の臨時申告相談日

上尾税務署 2月21日(日)・2月28日(日)

〈受付時間〉 午前 9:00～12:00 午後 1:00～5:00



## ○上尾税務署案内図

- ・北上尾駅(東口)から徒歩約 20 分
- ・上尾駅(東口)から 朝日バス (羽貫駅行・伊奈学園行)に乗りし「上平支所前」下車徒歩 3 分
- ・北上尾駅(東口)から 上尾市内循環バス (ぐるっとくん、上平循環・東西循環)に乗りし「上尾税務署前」下車徒歩 1 分

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

申告書の作成は 国税庁ホームページの  
「確定申告書等作成コーナー」で!!  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 国税庁 検索

確定申告期間中(2/16～3/15)は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

\*プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

【お問い合わせ先】

桶川市役所税務課市民税グループ

☎786-3211(代表)内線1252・1253・1289

## ○税理士による無料税務相談

税理士事務所において次の方のうち少額な税務相談および申告書の作成を無料で行います。予約が必要ですので詳しくは以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

- ①年金受給者
- ②給与所得者で医療費控除を受ける方
- ③年の途中で退職又は就職された方など

〈受付日時〉 2月1日(月)～2月15日(月)

午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00

【お問い合わせ先】

関東信越税理士会 上尾支部 ☎776-8777